平成２４年（フ）第２０２号
埼玉県東松山市松葉町３丁目５番４号
債務者　江利川照実
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７７８号
相模原市緑区川尻5748番地１
債務者　加納　外夫
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４２号
島根県大田市静間町239番地１
債務者　中村　高徳
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４３号
島根県大田市静間町239番地１
債務者　中村　智香
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第７２３号
さいたま市南区白幡４丁目７番２号　グリーンハイツコマ102号
債務者　櫻井俊一郎
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３１号
埼玉県戸田市上戸田３丁目25番16号　メゾンカサブランカ206号室
債務者　栗原　光世
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
埼玉県春日部市栄町１丁目117番地　ビューハイツＢ201
債務者　赤倉喜美子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
埼玉県吉川市大字保770番地12
債務者　吉田　清司
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
埼玉県比企郡吉見町大字田甲1182番地257
債務者　石川　　茂
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１６号
静岡県田方郡函南町畑357番地の１　軽費老人ホーム富士見が丘いこいの園、前住所静岡県田方郡函南町平井1090番地
債務者　室伏　義明
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
沖縄県浦添市安波茶１丁目23番３号
債務者　中村　清松
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２３９号
沖縄県那覇市字仲井真398番地63　内嶺アパート201
債務者　仲本　千夏
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２号
北海道野付郡別海町西春別駅前曙町６番地の10
債務者　河原　昭彦
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第１５号
北海道標津郡中標津町東14条南９丁目２番地３
債務者　村上　節子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第３１号
愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1250番地
債務者　松本　　浩
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１０７２号
神奈川県鎌倉市大町５丁目12番21号
債務者　粟生田優美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５５号
横浜市港北区富士塚１丁目１番８―401号
債務者　新井田秀雄
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部